平成２５年（フ）第８８号
大分市大字横尾4100番地の５、開始決定時の住所大分市萩原３丁目16番25号
破産者　園田　順子
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
大分市大字横尾4100番地の５、開始決定時の住所大分市萩原３丁目23番27号
破産者　園田　義夫
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０３号
大分市明野北３丁目14番８号
破産者　河野　龍馬
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
長崎県雲仙市吾妻町平江名240番地
破産者　馬場　信雄
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
長崎県雲仙市吾妻町平江名240番地
破産者　馬場　節枝
１　決定年月日　平成25年11月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第２０４９号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目７番15号パークサイド北澤402号、申立時の住所大阪市生野区舎利寺１丁目１番21号
破産者　新道建設こと新井勝也こと　朴　　在道
１　決定年月日　平成25年11月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1148番地４　扇原コーポ201
破産者　渡邊　　潔
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９２号
神奈川県横須賀市佐野町５丁目19番地７
破産者　相良　喜明
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８７８号
名古屋市中川区野田２丁目517番地
破産者　近藤　秀樹
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６３号
京都府宇治市二尾膳前谷８番地の１
破産者　コムギコ　ＰＥＣＡＮ’Ｓこと　永田　淳子
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番11―302号
破産者　宮部　光由
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３７号
神戸市北区日の峰３丁目28番地の６
破産者　藤田　敏一
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１８号
神戸市東灘区深江本町２丁目３番34号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江本町２丁目８番14―105号
破産者　平岡　　修
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８０号
神戸市須磨区大黒町５丁目４番15号　二番館板宿102
破産者　大和工業こと宮地智志こと　宮地　勝彦
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５７号
熊本市中央区八王寺町18番１―105号　コスモスＢＬＤ１
破産者　髙守百合子
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２１号
宮城県石巻市伊原津２丁目４番３号、前住所宮城県東松島市矢本字上河戸173番地５
破産者　松谷　良明
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
横浜市戸塚区吉田町600番地３
破産者　戸野原忠史
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部